第5期大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画の概要

第1 はじめに

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号。以下「法」という。)」及び国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(令和5年7月31日告示)」に即し、ホームレスの状況の変化や大阪府のこれまでの施策の評価などを踏まえ、ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者(以下「ホームレス等」という。)の自立と、地域社会におけるホームレス等に関する諸問題の解決をめざし、大阪府におけるホームレス自立支援施策を総合的かつ計画的に実施するため策定(法第9条に規定された都道府県実施計画)。法の趣旨、理念を踏まえつつ、ホームレス自立支援施策のうち、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については「生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)」の枠組みで実施。

第2 ホームレスの現状と課題

1 ホームレスの地域差・高齢化・長期化

- ・大阪府のホームレスの数は、都道府県別にみると令和2年概数調査以降、全国で1位。 (そのうち大半は大阪市が占めている。)
- ・前回調査時と比べ、ホームレスの高齢化及び路上生活期間の長期化の傾向がより顕著な状況(※)。 ⇒地域の実情に応じた施策や広域的に連携した施策を実施するとともに、引き続き伴走型支援が必要。

2 ホームレスの抱える課題の複合化・ニーズの多様化

- ・ホームレスとなる要因は、仕事に起因するものや体調、人間関係など複合的に重なり合っている。
- ・路上生活中も、食料や起居する場所の確保、衛生面など様々な課題を抱えている。
- ・国の生活実態調査より、ホームレスの今後希望する生活について、ニーズが多様化している。
- ⇒総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策が必要。

(※) 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査) | より

	平成28年調査	令和3年調査
平均年齢	61.5歳	63.6歳
路上生活の期間が10年以上の割合	34.6%	40.0%

3 誰にとっても住みやすい地域づくり

- ・ホームレスが公共施設を起居の場所とすることで、地域住民の適正な利用が妨げられる などの問題がある。
- ・依然、ホームレスに対する嫌がらせ・襲撃による被害が存在。
- ⇒誰にとっても安全・安心な地域づくりが不可欠。併せて、路上生活を脱却したホームレス の自立した日常生活が継続可能となる地域づくりが必要。

第3 大阪府におけるホームレスの自立支援等に関する基本的な方針

1 広域連携体制による巡回相談指導の実施 / 2 総合的なホームレス自立支援施策の推進 / 3 安全・安心な地域づくり

第4 大阪府におけるホームレス自立支援施策の取組み

1 広域連携体制による巡回相談指導の実施

- (1) ホームレスに対する伴走型支援
- (2) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援
- (3) 路上生活から脱却した者に対する再び路上生活に戻ることの防止に 資する支援
- (4) 個々の事情に対応した支援
- (5) 巡回相談指導事業従事者の資質向上

2 総合的なホームレス自立支援施策の推進

- (1) 保健及び医療の確保
- (2) 生活保護の実施
- (3) 就業機会の確保・就労支援
- (4) 安定した居住場所の確保
- (5) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対 する支援

3 安全・安心な地域づくり

- (1) ホームレスの人権擁護
- (2) 地域における生活環境の改善
- (3) 地域における安全の確保
- (4) 民間団体等との連携等

第5 計画の推進及び見直し

1 計画の推進体制

【大阪府の役割】広域自治体として、広域的な連携、協力体制の構築 【市町村の役割】基礎自治体として、国や府等と連携し地域の実情に応じた施策を推進

⇒「大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会」において、府と市町村の共同の実施主体として、ホームレス自立支援施策に取り組む。

2 計画期間及び計画の見直し等

- (1) 計画期間:5年間(令和6(2024)年4月から令和11(2029)年3月まで)
- (2) 計画に定める取組みを評価し、計画を見直す。